別表（第2条関係）

<table>
<tr><td>補助事業名</td><td>運送事業者への低公害車普及促進補助事業（燃料電池バス）</td></tr>
<tr><td>補助事業の目的</td><td>自動車からの排出ガスによる地域の大気環境の改善に資するため、国（環境省）と協調して補助することにより、燃料電池バスの導入を促進し、県民の健康の保護や生活環境の保全を図ることを目的とする。</td></tr>
<tr><td>補助事業の対象となる者</td><td>県内に使用の本拠を置く燃料電池バスを導入する次に掲げる者。
(1) 民間企業（リース事業者を含む。）
(2) 地方公共団体
(3) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
(4) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
(5) 法律により直接設立された法人
(6) その他知事が認める者

ただし、国（環境省）の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の対象となる者と同一の者（燃料電池バスを導入する者に限る。）とする。</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td>導入自動車の車両本体価格</td></tr>
<tr><td>補助率</td><td>定額</td></tr>
<tr><td>補助金の額</td><td><table><tr><td>メーカー名・車名</td><td>補助金の額</td></tr><tr><td>トヨタ　SORA</td><td>10,000千円</td></tr></table></td></tr>
</table>

別に定める事項

関係条項	内　　容
第3条 (交付申請)	(添付書類) (1) 補助対象事業の概要(別紙様式1) (2) 見積書(車両本体価格が明記されているもの)の写し (3) 導入予定自動車の性能が分かる仕様書、カタログ等の写し (4) 国の負担を証する書類(補助金交付決定通知書の写し) (5) 印鑑証明書の原本 (申請日時点で、発行から3か月以内のもの)※1 (6) 登録事項証明書(現在事項全部証明書) (申請日時点で、発行から3か月以内のもの)※1 (7) 貸与料金の算定根拠明細書 (リース事業者の場合のみ必要)
	(指定期日)別に指定する日
第7条第1項 (事業の変更承認)	~~(軽微な経費配分の変更)~~
	~~(軽微な事業内容の変更)~~
第8条第1項 (交付決定額の変更)	(添付書類)第3条の添付書類に準じる。
	(指定期日)別に指定する日
第9条第1項	~~(報告事項)~~
第11条 (実績報告)	(添付書類) (1) 補助対象事業の概要(別紙様式1) (2) 請求書及び領収書の写し等の支払が確認できる書類 (3) 自動車検査証の写し (4) 国の負担を証する書類(補助金額確定通知書~~等~~の写し) (5) 自動車賃貸契約書の写し (リース事業者の場合のみ必要。) (6) 貸与料金の算定根拠明細書 (リース事業者の場合のみ。補助金の交付申請の際に添付したものから変更がない場合は不要) (7) 市町の負担を証する書類(市町の補助を受ける場合、補助金交付決定通知書の写し)
	(指定期日) (1)(2)のうち早い日 (1) 事業終了日と国の負担を証する書類発行日のうち遅い日から30日以内 (2) 令和３年４月９日
第19条第1項 (財産処分の制限)	(処分制限期間) 国(環境省)の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金公募要領」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付規程」に定める期間

※1 ・リース契約等の場合、リース事業者と予定貸与先のものが必要。地方公共団体は提出不要。

（別紙様式１）

補助対象事業の概要　　（　　－　　）

申請者	事　業　者　名	
	住　　所	
	業　　種	
	担当者連絡先	
貸与先 ※リース契約の場合のみ記入	事　業　者　名	
	住　　所	
	業　　種	
補助対象車両に関する情報	メーカー名／車名	
	事業着手(予定)年月	年　　月　　日
	事業完了(予定)年月	年　　月　　日
	購入・リースの別	購　入　・　リース ※リース期間（　　年　　月～　　年　　月）
	用　　途	乗用・貨物・乗合・その他（　　）
	使用の本拠地	

補助金に係る情報	①　車両本体価格	円
	②　国補助額	円
	③　市町補助額	円
	④　その他補助金	円
	⑤　県補助額	**円**
	⑥　補助額計（②＋③＋④＋⑤）	円
	⑦　差引き（①－⑥）	円

注１）　この様式は補助を受けようとする車両ごとに１枚作成すること。